

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の 2. を抜粋しております。
=====

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No82

開示書類の虚偽記載等について（5）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、「公開買付開始公告の不実施等」と「公開買付開始公告の虚偽表示等」について説明したいと思います。

1. 概要

公開買付けによって株券等の買付け等を行わなければならない者は、その公開買付けの目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間などを公告（「公開買付開始公告」といいます。）しなければなりません（金商法第 27 条の 3 第 1 項）。

また、公開買付開始公告を行った者は、その公告日に公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければなりません（金商法第 27 条の 3 第 2 項）。

こうした規定に違反して、公開買付開始公告を行わない者や、公開買付開始公告に虚偽の表示をした者、虚偽記載のある公開買付届出書を提出した者は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

2. 公開買付開始公告の不実施等

(1) 刑事罰

公開買付開始公告を行わない者、公開買付届出書を提出しない者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条の2第4号、第5号）。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第207条第1項）。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、上記の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります。課徴金額は、公開買付開始公告を行わないでした株券等の買付総額の25%です（金商法第172条の5）。なお、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります（金商法第185条の7第13項）。

3. 公開買付開始公告の虚偽表示等

(1) 刑事罰

公開買付開始公告に当たり重要な事項につき虚偽の表示をした者、重要な事項につき虚偽の記載のある公開買付届出書を提出した者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条第1項第2号、第3号）。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても7億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第207条第1項）。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、

(i) 重要な事項につき虚偽の表示があり、もしくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行った者

(ii) 重要な事項につき虚偽の記載があり、もしくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した者

があるときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります。課徴金額は、その公開買付開始公告・公開買付届出書に係る公開買付けについて、公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る株券等の最終の価格に、買付け等を行った当該株券等の数量を乗じて得た額の25%です（金

商法第 172 条の 6 第 1 項)。公開買付訂正届出書等を提出しない者があるときも同様です(金商法第 172 条の 6 第 2 項)。

なお、違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は 1.5 倍となります(金商法第 185 条の 7 第 13 項)。

4. 事例

(1) 犯則事件

当証券取引等監視委員会において、これまで公開買付開始公告の不実施、公開買付開始公告の虚偽表示等で刑事告発した事件はありません。

(2) 課徴金納付命令事案

「EBANCO HOLDINGS LIMITED による新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施事案」(平成 21 年 10 月 16 日勧告)では、EBANCO HOLDINGS LIMITED(本店所在地:英領バージン諸島)は、平成 21 年 3 月 25 日、(株)サハダイヤモンド(ジャスダック証券取引所上場)の発行した新株予約権証券((株)サハダイヤモンド第 8 回新株予約権) 9,582 個を買付価額 3,000 万円で取引所市場外において買い付けました。しかし、EBANCO HOLDINGS LIMITED は、当該買付け後の株券等所有割合が 97.38 パーセントとなり、かつ、法定の除外事由がないことから、当該買付けは公開買付けによらなければならない、買付けに当たり公開買付開始公告をしなければならないものであったにもかかわらず、これを行わないで当該買付けをしていました(公開買付開始公告の不実施)。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985 年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011 年検査局総務課長、2012 年 8 月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>